

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
広報おが配布業務 【単価契約】	毎月広報発行時の若美支所 及び各コミュニティセンターから 所定の場所までの配布業務	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送又は 持参	企画政策課
市の記念日記念式典賞状筆 耕業務	賞状用紙(B3) 名入れ	令和8年 3月	高齢者等の雇用の安定等に関する法律第37条第2項に規定するシルバー人材センターから男鹿市財務規則で定める手続きにより役務の提供を受ける契約であるため。	持参	総務課
選挙公報配布業務	令和7年参議院議員選挙に 係る選挙公報の配布	令和7年 6月～7月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	選挙管理委員会 事務局
若美庁舎清掃業務	若美庁舎の清掃業務 (月曜日～金曜日の平日の み)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	若美支所
男鹿市高齢者生活援助事業 委託契約	家屋内の掃除 (1回/月) 家周りの除草 (3回/年) 主要道までの除雪 (4回/月) 火災報知機取付(1回/1世帯)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	福祉課

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
旧清掃センター草刈・剪定業務	旧男鹿市清掃センター内入口等敷地の草刈・剪定	令和7年 5月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定による。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	生活環境課
車両運転業務	診療所車両の運転	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	生活環境課
屋内清掃業務(旧船越保育園)	旧船越保育園の屋内清掃業務	令和7年5月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	子育て健康課
子育て支援センター受付業務	子育て支援センター(旧船越保育園)の休日受付業務	令和7年6月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	子育て健康課
男鹿市保健福祉センター庭木剪定及び除草業務	男鹿市保健福祉センター敷地内の庭木剪定及び除草 除草:年2回(6月・9月) 草刈:年2回(6月・9月) 庭木剪定:年1回(9~10月)	令和7年 5月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	子育て健康課

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
公衆トイレ清掃業務	公衆トイレの清掃 25ヶ所(4月～3月)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	観光課
公園清掃業務	観光拠点の清掃・集積・運搬 17箇所(4月～3月)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	観光課
観光拠点草刈業務	観光拠点の草刈り (4月～9月) 18箇所 147,880㎡	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	観光課
おが潮風街道沿線草刈業務	おが潮風街道沿線の草刈り (7月～9月) 門前～戸賀 26,000㎡	令和7年 7月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	観光課
観光拠点環境整備業務 (寒風山)	寒風山の草刈り(7月～10月) 約300,000㎡	令和7年 7月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	観光課

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
寒風山樹木伐採業務	寒風山の支障木伐採(9月～10月)	令和7年 9月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	観光課
令和7年度港湾施設草刈業務	鶴ノ崎海浜公園内の草刈り等	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	男鹿まるごと売込課
男鹿市民俗資料収蔵庫及び加茂青砂ふるさと学習施設破損箇所確認業務	男鹿市民俗資料収蔵庫(1回/週)、加茂青砂ふるさと学習施設(2回/週)の破損箇所確認	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	文化スポーツ課
若美ふるさと資料館清掃業務	若美ふるさと資料館の清掃(2回/月)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第5号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	文化スポーツ課
脇本城跡案内所清掃業務	脇本城跡案内所の清掃(1回/週)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第6号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	文化スポーツ課

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
船川港金川多目的広場 草刈業務	草刈作業の実施 ・展望・修景広場 3回 ・憩いの広場 2回	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第7号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	文化スポーツ課
男鹿市民文化会館受付業務	会館利用者の受付等	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	男鹿市民文化会館
漁港環境施設等草刈清掃業 務	漁港施設等の清掃及び草刈	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	農林水産課
市道草刈り業務	市道草刈り業務	令和7年 5月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課
砂箱管理業務	定期的な砂箱の巡回による、 砂・凍結防止剤の補給	令和7年 11月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
砂箱設置及び撤去業務	市内3箇所(船越・脇本・羽立駅前)に砂箱を設置、撤去作業及び砂袋の製作(50個)	令和7年11月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課
凍結防止剤散布業務	男鹿市内市道30路線における凍結防止剤の散布	令和7年12月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第4号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課
男鹿駅跨線橋清掃業務	男鹿駅跨線橋の清掃	令和7年4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課
自転車置場草刈り・清掃業務	船越・脇本・羽立駅前自転車置場の草刈り、清掃	令和7年4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課
公衆トイレ清掃業務	船越・脇本・羽立駅前公衆トイレの清掃	令和7年4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	建設課

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
都市公園等トイレ清掃・ 草刈り等業務	①街区公園等、金川・船越近隣 公園、船川ふれあい公園の草刈 清掃 ②金川近隣公園、船越近隣公 園、泉台街区公園、船川ふれあ い公園内のトイレ清掃	令和7年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	建設課
公民館・コミュニティセンター 受付業務	公民館・コミュニティセンター の夜間受付及び休日・祝日に おける日直	令和7年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	教育委員会 教育総務課
公民館・コミュニティセンター 清掃業務	公民館・コミュニティセンター の清掃(3回/週)	令和7年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	教育委員会 教育総務課
男鹿市民ふれあいプラザ 受付業務	窓口業務等	令和7年 4月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	市民ふれあいプラザ
男鹿市民ふれあいプラザ 庭木剪定及び除草業務委託	庭木剪定(年1回) 除草(年2回)	令和7年 6月	・地方自治法施行令167条の2第1項第3号の規定に よるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内である こと。	持参	市民ふれあいプラザ

ホームページ公表様式(発注見通し)

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号(4号)に係る随意契約について

地方自治法施行令第167条の2第1項第3号及び第4号に係る随意契約について、男鹿市財務規則第115条の2の規定に基づき、発注の見通しを公表します。

《事前公表(発注の見通し)》

契約に係る物品又は役務の名称、数量等			契約の相手方に必要な資格 及び契約の相手方の決定方法	見積書の 提出方法	担当課所
件名	契約内容	契約予定時期			
各施設草刈業務委託	各施設の草刈業務 (2回/6月・9月)	令和7年 6月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	ガス上下水道課
ガス製造供給施設草刈業務	男鹿ガス製造所(年6回)・旧若美ガス供給所(年4回)・各地区ガバナ建屋敷地(年2回)の草刈	令和7年 5月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	持参	ガス上下水道課
夜間受付業務	男鹿みなと市民病院の夜間受付業務	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送又は 持参	男鹿みなと市民病院
病院周辺及び医師住宅 草刈業務	男鹿みなと市民病院周辺及び医師住宅の草刈業務(収集運搬含む)	令和7年 4月	・地方自治法施行令第167条の2第1項第3号の規定によるシルバー人材センターであること。 ・徴取した見積書の金額が予定価格の範囲内であること。	郵送又は 持参	男鹿みなと市民病院